

平成28年第6回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第6回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成28年6月23日(木)午前9時30分から午前10時21分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 2 非農地証明願について
- 3 農用地の形状変更届出について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成28年6月事業報告について
2. 平成28年7月事業予定について
3. その他

7 職務代理 閉会挨拶

- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 佐藤 吉則  
事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局	<p>ただいまから平成28年第6回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開催に当たりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより第6回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は20名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名させていただきます。11番福田なほ子委員、12番柴山真二委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>4番、報告事項に入ります。</p> <p>1、農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)、2、非農地証明願について、3、農用地の形状変更届出について、事務局より一括にて報告願います。</p>
事務局	<p>報告事項1、2、3について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、6月16日に保全委員会にて現地の確認調査を行っております。非農地証明願と農用地の形状変更届出について、保全委員会委員長より報告をいただきます。お願いします。</p>
農地保全委員会 委員長 (佐藤委員)	<p>農地保全委員会は、今月も佐々木裕一委員、遊佐恭一委員、そして私、佐藤の3名で事務局からは、菊地次長の4名で6月16日木曜日に現地調査を行いました。なお、渡邊会長と佐藤事務局長は、議会出席、大友職務</p>

代理は所要により欠席となりました。

非農地証明についての意見では、番号10について、現地は北浦地区の  
に位置しており、転用許可を洗車場として受けていました。周辺も  
宅地化しており特段問題は見当たりませんでした。番号11について、現  
地は谷地中地区の に位置しております。ここは、20年以上  
として使用し、現在も使用されていることから特段問題は見当たりません  
でした。番号12について、現地は二郷地区の と に位置して  
おります。20年以上前から駐車場として使用されており、現在も使用さ  
れていることから特段問題は見当たりませんでした。番号13について、  
現地は青生地区の に位置しており、転用許可を受けた農地であり、  
周辺も宅地化しており特段問題は見当たりませんでした。以上、番号10  
から13まで現地調査終了後、速やかに証明書を発行する様事務局に指示  
しました。

形状変更届出書についての意見では、番号4について、現地は二郷地区  
の に位置しております。農地の状態は、良好で既に畑作物も作付さ  
れていることから、特段問題は見当たらず、許可相当と見て来ました。番  
号5について、現地は北浦地区の 、 の西側に位置しておりま  
す。ここは以前、 の として一時転用の許可を受けておりまし  
たが、この度、一時転用の完了届を県に提出したのを機に、田には戻さず  
畑として形状変更届けをし、梅やイチジクといった果樹を作付するもので  
す。一部イチジクは作付されていることから、特段問題は見当たらず、許  
可相当と見て来ました。

報告を終わります。

議長

ご苦労さまでございました。

ただいま報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいた  
します。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なければ、報告事項を終了してよろしいですか。

(はいという声あり)



議案番号175番から177番の3議案について、賛成の方の挙手を求めます。

事務局

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でございます。

議長

続きまして、議案番号178番、179番の2議案について審議いたしますが、会議規則第31条により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(9:53)

議長

再開します。(9:53)

議長

議案番号178番、179番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。  
議案番号178番、179番について、賛成の方の挙手を求めます。

事務局

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(9:54)

議長

再開をいたします。(9:56)

議長

先ほど第2号議案の議案番号178番、179番の2議案についての審議の際に、9番伊藤雄一委員の退席を求めたときの表現でございますが、会議規則第31条によりということで申し上げましたが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限というところがございまして、会議

規則第31条ではなくて、農業委員会等に関する法律第31条に訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長                    それでは、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」は、5議案全て賛成でございますので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長                    続きまして、第3号議案「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局                    第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長                    説明を終了し、審議に入ります。第3号議案について質疑ありませんか。18番高橋委員。

高橋委員                    4号議案の      さんと兼ね合いがあるんですけども、ここで      さんが      さんに1回戻すのが筋ではないですかね。そして、ここから4号議案でこのようになるのが、このような許可申請が本当だと思うんですけども、その辺はどう思っているんですか。

議長                    1回地権者に戻すということですね。

高橋委員                    そうそう。

議長                    答弁をお願いします。

事務局                    18番高橋委員のご質問にお答えします。

この第3号議案につきましては、第4号議案にも関連があるんですけども、1回取り下げでは、ございません。前に許可を受けたものについて、事業の実施者が変更になるということですので、その部分だけの変更ということになります。

これにつきまして、宮城県の担当と協議の上、このようなことになりました。もともとの      さんに戻ってということは、これを取り下げたから

になりますが、県では取り下げは認めませんので、事業計画の変更ということで今回受け付けをいたしました。

以上でございます。

議長

18番高橋委員。

高橋委員

であれば、この4号議案は、ここの関係はどのようになるんですか。

議長

ちょっと休憩させていただきます。(10:03)

議長

それでは、再開いたします。(10:11)

議長

この議案は県の指導で、変更の手続きでということで審議をいただいたものでございます。

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案「農地転用事業計画変更承認申請について」賛成の方の挙手を求めます。

事務局

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でございます。第3号議案は承認することに決定をいたしました。

議長

続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第4号議案の説明の前に1カ所訂正をお願いします。

第4号議案の上から3行目に、農地法施行規則第48条となっております。

すが、4月以降の農地法の改正によりまして条項が変わりまして、「57条の2」に訂正願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

説明が終了いたしました。資料の先ほど説明の際にも訂正があったわけですが、第4号議案、「下記農地を売買等により、農地以外の用に供するため、農地法施行規則第48条の規定による」というところを「57条の2」と改めると。

それから、議案番号14番の譲受人の住所で ということ。「2番地」を入れていただくという2件訂正がございましたので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、第4号議案について保全委員会にて現地確認調査を行っております。調査の結果について保全委員会委員長より報告をいただきます。

農地保全委員会  
委員長

第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可決定について」の意見。

(佐藤委員)

番号13について、現地は青生地区の に位置しており、転用の目的は賃貸住宅の建築でございます。農地区分については第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号14について。現地は北浦地区の に位置しており、農地区分も 第3種農地ですが、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

前に戻りますが、番号12について、場所は南小牛田地区の で国道108号線沿いになっておりますが、特に問題は見当たりませんので、許可相当と見てまいりました。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

保全委員会の調査結果について委員長より報告をいただきました。ご苦労さまでございました。

事務局、保全委員会の報告を終了し、審議に入ります。第4号議案について質疑ありませんか。ございませんか。

議長

(なしという声あり)

なしということでございます。質疑なしと認め、採決に入ります。  
第4号議案の3議案について、賛成の方の挙手を求めます。

事務局

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第6回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成28年7月 日

会 長

署名委員 11番

署名委員 12番